



2023年9月28日

各 位

会社名 株式会社 栗本鐵工所  
代表者名 代表取締役社長 菊本 一高  
(コード番号: 5602 東証プライム)  
問合せ先 総合企画室長 大野 博史  
(TEL. 06-6538-7719)

### 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2023年12月27日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 163,100株 (注)
(3) 処分価額	1株につき2,872円
(4) 処分総額	468,423,200円 (注)
(5) 処分方法 (処分予定先)	第三者割当の方法による (クリモト従業員持株会 (以下、「本持株会」といいます。))
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

(注)「処分する株式の数」及び「処分総額」は、「従業員持株会向けインセンティブ制度（特別奨励金スキーム）」（以下、「本スキーム」といいます。）の対象となるすべての従業員が本持株会に加入し、本スキームに同意した場合の最大値を想定しております。本持株会は、2023年9月29日開催予定の本持株会理事会を経て、十分な周知期間を設けて従業員に対する入会プロモーションを実施し、本持株会への入会希望者を募ります。このため、「処分する株式の数」及び「処分総額」は、入会プロモーション終了後に確定します。対象者数が確定した場合の「処分する株式の数」及び「処分総額」につきましては、確定次第速やかにお知らせする予定であります。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、本日付け「従業員持株会向けインセンティブ制度（特別奨励金スキーム）の導入について」においてお知らせいたしましたとおり、本持株会の会員資格のある従業員のうち、本スキームに同意する者（以下、「対象従業員」といいます。）に対し、当社が処分する自己株式（以下、「当社株式」といいます。）の保有を通じて、経営参画意識の高揚を図るとともに、当社の中長期的な株主価値に対するモチベーションを向上させ、また、福利厚生施策として、従業員の資産形成の一助になることを目的として、対象従業員に対し当社株式の割当てのための特別奨励金（以下、「本特別奨励金」といいます。）を支給し、本特別奨励金の拠出をもって本持株会に当社株式を割り当てる本スキームの内容を決議し、

本日開催の当社取締役会において、現在当社が保有する自己株式 789,227 株（2023 年 8 月 31 日現在）のうち 163,100 株（4 億 6,842 万円相当）を本持株会へ処分することを決議しました。

本スキームは、対象従業員に対し本特別奨励金を支給し、本特別奨励金の拠出をもって本持株会に当社株式を割り当てるものです。処分株式数につきましては、1. 処分の概要の（注）に記載のとおり、最大 163,100 株を本持株会へ処分する予定です。

対象従業員への本特別奨励金の支給は、金銭で支給するもので、金銭債権の付与ではございません。また、支給された本特別奨励金の拠出以外に対象従業員による金銭の拠出はございません。

なお、希薄化の規模は、2023 年 8 月 31 日現在※1 の発行済株式総数 12,798,490 株に対する割合は 1.27%、2023 年 3 月 31 日現在※2 の総議決権個数 122,250 個に対する割合は 1.33%（いずれも小数点以下第 3 位を四捨五入。）となります。

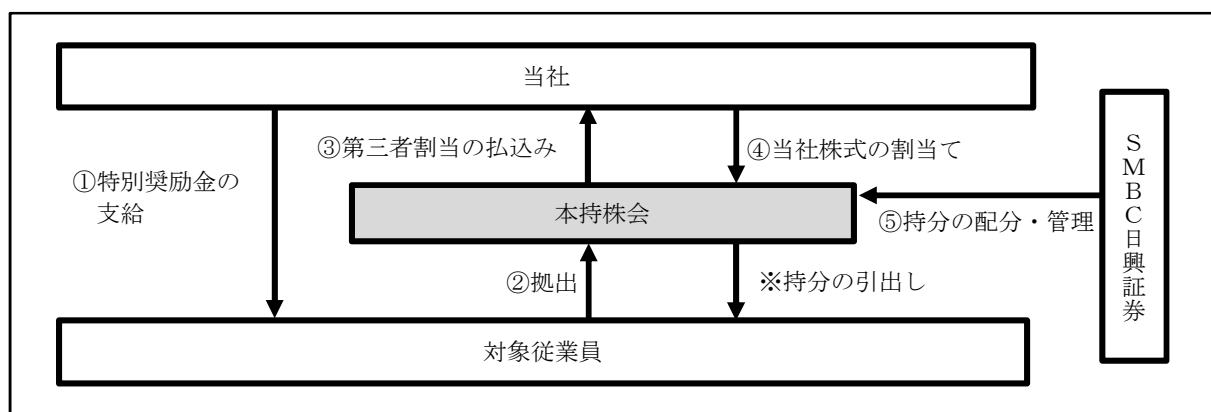
※1 当社は、会社法第 178 条の規定に基づき、2023 年 8 月 31 日付で自己株式 300,000 株を消却しております。

※2 直近の事業年度末日における株主名簿により確認できる総議決権個数を記載しております。

### 3. 本スキームの概要

本スキームにおいては、当社から本持株会に加入する対象従業員に対し、本特別奨励金を支給し、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を取り纏め、当社に対して払込みすることにより、本持株会は当社株式の処分を受けることとなります。

本スキームの仕組みは以下のとおりです。



### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2023 年 9 月 27 日）の東京証券取引所における当社株式の終値である 2,872 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

なお、この価額は、当社株式の東京証券取引所における当社取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間（2023 年 8 月 28 日から 2023 年 9 月 27 日まで）の終値単純平均値であ

る 2,847 円 (円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。) からの乖離率は 0.88% (小数点以下第 3 位を四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。)、同直前営業日までの 3 か月間 (2023 年 6 月 28 日から 2023 年 9 月 27 日まで) の終値単純平均値である 2,639 円からの乖離率は 8.83%、及び同直前営業日までの 6 か月間 (2023 年 3 月 28 日から 2023 年 9 月 27 日まで) の終値単純平均値である 2,330 円からの乖離率は 23.26% となっており、特に有利な価額には該当しないものと判断いたしました。

本日開催の当社取締役会に出席した監査役 3 名全員 (うち社外監査役 2 名) は、上記払込金額について、本自己株式処分が本スキームの導入を目的としていること、及び払込金額が本自己株式処分に係る当社取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値であることを鑑み、割当先である本持株会に特に有利な払込金額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しています。

## 5. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上